

鳥取県人権施策基本方針第 3 次改訂（案）

共通項目 2 (第 2 章)

平成 27 年 6 月 26 日
人権・同和対策課

目 次

第2次改訂 第2章 項目整理 ··· P1

—第3次改訂 素案—

第3次改訂 第2章 人権施策の推進方針

I あらゆる場を通じた人権教育・人権啓発の推進

1 人権教育 ··· P3

2 人権啓発 ··· P6

第2次改訂 第2章 「基本的施策の推進方針」項目整理

第2次改訂		第3次改訂(案)	
第1節 人権教育・啓発の推進		1 人権教育	2 人権啓発 等
1 人権教育・啓発を推進するための環境整備			
(1) 学習機会の提供、教育啓発手法の調査研究			
① 生涯を通じた学習機会の提供	① ⇒ 1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 に要旨を記載		
② 同和教育・啓発の成果反映	② ⇒ 「1人権教育」に要旨を記載		
③ 調査研究組織との連携・協働	③ ⇒ 第4章「2鳥取県人権文化センター等との連携・協働」に要旨を記載		
(2) 人材の養成			
① 推進者の養成と指導力の向上	①～③⇒第4章「2鳥取県人権文化センター等との連携・協働」に要旨を記載		
② 中核的組織等との連携	「2人権啓発」に要旨を記載		
③ 地域の推進者の養成			
(3) 効果的な啓発・情報提供の充実			
① 広がりと深まりのある啓発手法	①、②、⑥ ⇒ 「2人権啓発」に要旨を記載		
② 幅広い視点からの啓発	③ ⇒ 「1人権教育、2人権啓発」に要旨を記載		
③ 参加型学習の導入	④ ⇒ 第4章「2鳥取県人権文化センター等との連携・協働」に要旨を記載		
④ 中核的施設等の研修教材の充実	⑤ ⇒ 第4章「3国市町村、企業、NPO等との連携」に要旨を記載		
⑤ 国、市町村、NPO等民間団体との連携・協働	⑥、効果的な情報提供		
⑥ 相談事業による啓発	⑦ ⇒ II相談・支援の充実 に要旨を記載		
2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進			
(1) 学校・幼稚園及び保育所における人権教育・保育の推進			
① 人権が尊重される教育・保育の推進	①、③、④、⑧～⑩ ⇒ 「1人権教育」に要旨を記載		
② 研修の充実	②、⑦ ⇒ 「2人権啓発」に要旨を記載		
③ 発達段階に応じたプログラムの整備			
④ 自覚を培う指導	⑤ ⇒ 削除		
⑤ 教育条件の整備	⑥ ⇒ 第4章「2鳥取県人権文化センター等との連携・協働」に要旨を記載		
⑥ 中核的機関と連携した教材等の支援	⑦私立学校への情報提供等の支援		
⑧ 人権が尊重された教育の推進	⑧体系的な取組の推進		
⑨ 体系的、計画的な取組の推進	⑨県民に信頼される学校づくりの推進		
⑩ 家庭における人権教育の推進	⑩家庭における人権教育の推進		

<p>① 相談体制の整備</p> <p>② 保護者の学習機会の充実</p> <p>③ PTA等の学習機会の充実</p> <p>④ 家庭における人権教育の支援</p> <p>⑤ マスマディアを通しての情報提供</p> <p>⑥ 適切な保育の実施</p>	<p>① II相談・支援の充実 に要旨を記載 ②～④、⑥ ⇒ 「1人権教育」に要旨を記載</p> <p>⑤ ⇒ 「2人権啓発」に要旨を記載</p> <p>(3) 地域における人権教育・啓発の推進</p> <p>① 市町村の指導体制への支援 ② 推進者の確保と指導力向上 ③ 啓発資料等の支援 ④ 学習内容・方法の充実 ⑤ 学習機会の提供・充実 ⑥ 中核的機関や民間団体等との連携・協働 ⑦ 地域に根ざした啓発活動への支援</p> <p>(4) 企業等における人権教育・啓発の推進</p> <p>① 公正採用選考人権啓発推進員体制の整備 ② 教育・啓発の推進計画の策定指導 ③ 事業主等への人権教育・啓発 ④ 公正採用選考の指導・啓発 ⑤ 社会的責任の啓発 ⑥ 研修手法・講師等の情報提供 ⑦ 指導者育成の支援</p> <p>(5) 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進</p> <p>【医療・保健関係職員】 【福祉関係職員】 【マスマディア関係者】 【教育関係者】 【宅地建物取引業者】 【一般行政公務員】 【教育公務員】 【警察職員】 【消防職員】 【医療・保健関係公務員及び福祉関係公務員】</p>
---	--

第2章 人権施策の推進方針

I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進人権教育

人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動をいい、学校・家庭・地域その他の様々な場を通じて、県民がその発達段階に応じ、自他の人権を大切にすることに対する理解を深め、これを体得することができるようになります（人権教育・啓発推進法第2条、第3条）。

1 人権教育

【現状と課題】

- 我が国においては、平成16(2004)年から平成20(2008)年にかけて「人権教育の指導方法等の在り方について[第一次～第三次とりまとめ]」が公表され、人権教育を通じて育てたい資質・能力（「知識」「技能」「態度」）及び人権教育の指導方法の基本原理（「参加」「協力」「体験」）が示されました。
- 県教育委員会では、昭和44(1969)年の同和対策事業特別措置法の制定を機に、「市町村同和教育推進事業実施要領」を示し、昭和50(1975)年には「鳥取県同和教育基本方針」並びに「同和教育推進の指針」を定め、教育を受ける権利をはじめとする人権の保障と人権意識を育む同和教育を推進してきました。
- 平成7(1995)年には、部落差別をはじめすべての偏見や差別をなくすとともに、すべての人々の人権の保障と人権意識を育む取組に発展させていくため、「鳥取県同和教育基本方針」を一部改正しました。
- 平成16(2004)年には、「鳥取県人権施策基本方針」に基づき「鳥取県人権教育基本方針」を策定し、平成24(2012)年には、国の「人権教育の指導方法等の在り方について[第一次～第三次とりまとめ]」で示された内容を踏まえながら「鳥取県人権教育基本方針」を改訂し、その中で、本県がめざす人権教育の姿を、「同和教育で培われてきた原則を人権教育の基底に位置づける」とともに「国際社会で培われてきた人権教育の原則に立脚する」と示しました。
- 本県の学校教育においては、全ての学校で「人権教育全体計画」「人権教育年間指導計画」が策定されているなど、学校としての組織的な取組を推進する体制が整備されています。
- 本県の社会教育においては、全ての市町村で人権教育推進協議会等が組織化され、人権教育研究集会等が実施されているなど、地域における人権教育の推進体制が整備されています。
- ◇「鳥取県人権意識調査」によると、人権意識を高めるために必要な取組として、「学校教育の中で、人権を尊重する心を育てるよう努める」と答えた人が64.5%、「家庭教育の中で、人権を尊重する心を育てるよう努める」と答えた人が55.4%と高い割合を占めています。
- ◇また、学校教育で人権尊重の心を育てるために必要なことについては、「人や命を大切にする心や態度を育むという視点の教育を進める」と答えた人が67.2%、「差別やいじめをすることは悪いことであるという意識を持たせる教育を進める」と答えた人が44.5%、「さまざまな人権の視点を入れながら、総合的に教育を進める」と答えた人が38.8%となっています。
- ◇研修会や地域の学習会への過去5年間の参加状況については52.7%の人が「参加した」と答えています。研修会へ参加した感想については「人権問題は日常の生活や仕事と深く関わっていることに気づいた」と答えた人が46.9%、「差別や人権侵害の実態がよくわかった」と答えた人が39.6%ある一方で、「それはあっても差別はやはりならないと思った」と答えた人が27.2%、「毎回

同じような話でつまらないと思った」と答えた人が 12.7% ありました。

【施策の展開方向】

(1) 人権教育の指導（学習）方法及び指導（学習）内容の工夫・改善

人権についての知識や人権感覚に関わる技能・態度は、一方的に言葉で説明して教えるというような方法で育てることは到底できず、学習者が自ら主体的に学習活動に参加し、協力的に活動し、体験することを通してはじめて身に付くものです。

そこで、これらの知識・技能・態度を育成するために、学習者が自分で「感じ、考え、行動する」こと、つまり、自分自身の心と頭脳と体を使って、主体的、実践的に学習に取り組むことができるよう、指導（学習）方法及び指導（学習）内容の工夫・改善に努めます。

<学校教育>

意図的な指名で活躍する場を与えて児童生徒一人一人に自己存在感を持たせる、誰もが良さや弱さを持っているという認識に立って共感的人間関係を育成する、複数の学習課題の中から自分にあった課題を選ぶよう自己選択・自己決定の場を設定するなど、指導方法の工夫・改善に努めます。

また、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを自覚できるよう、身近な事柄を取り上げたり、様々な人の立場に立って考えさせたりするなど、指導内容の工夫・改善に努めます。その際、児童生徒の発達段階を十分考慮しながら、各教科等のねらいを達成することとおして、人権についての知識や人権感覚に関わる技能・態度を育てられるよう留意します。

<社会教育>

協力的な人間関係をつくり、異なる立場・意見を有する人々と合意を形成し、問題解決を方向付け、共に行動することを促す「参加型」学習を積極的に取り入れるなど、学習方法の工夫・改善に努めます。

また、普遍的な視点からの権利を基礎にした取組と、個別的な視点からの具体的な問題を基礎にした取組を効果的に組み合わせることで、人権についての理解を深めるとともに、人権を物差しとして生活の中にある具体的な問題の発見や解決につながる学習となるよう、学習内容の工夫・改善に努めます。

(2) 評価の指標を明確に定めた P D C A サイクルの確立

人権教育を通じて育てたい資質・能力を効果的に育成するため、人権教育の推進体制や実践内容等を常に見直していきます。

見直しに当たっては、あらかじめ評価の観点、方法、場面等を決めておき、人権教育の推進者による評価だけでなく、学習者の自己評価や、市民による外部評価を取り入れるなど、多角的な視点から評価するよう努めます。

また、評価結果に基づき、人権教育の推進体制や実践内容等について、主体的な見直しを行うとともに、それらの取組について積極的に情報発信することを大切にします。

<学校教育>

第三者評価、学校関係者評価制度等を活用し、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域が連携しながら、学校の人権教育の評価にかかる体制を整備することを大切にします。

その際、人権教育を通じて児童生徒に育てたい資質・能力を、各学校の実態に応じて設定し、それらの資質・能力を育てられたかという観点から実践を評価し、その評価結果を学校としての評価に反映させていくよう努めます。また、児童生徒の自己評価アンケートを実施するなど、多角的な視点を確保するよう努めます。

<社会教育>

評価に際しては、推進者（企画者・運営者）による評価のみとせず、学習者の自己評価アンケートを行うなど、多角的な視点を確保するよう努めます。

また、事後研修会等において、学習のねらいが達成できたかどうかを話し合い、今後の課題を明らかにし、改善を行うよう努めます。その際、成果や課題について地域住民の意見を聞き、今後の改善に生かすよう努めます。さらに、評価した内容について、広報誌、冊子、他の研修会などにおいて、広く伝えるよう努めます。

2 人権啓発

(1) 県民に対する啓発

【現状と課題】

- 県においては、人権意識の啓発を、県政だより、啓発冊子、ポスターの他、テレビ、ラジオ、新聞などのマスメディアを活用した広報、講演会やシンポジウムの開催、NPO や民間団体への人権啓発活動の支援、ふれあいや体験研修の機会創出など、様々な手法を活用して進めています。
- 県民が人権を身近なものと感じることができるように、演劇や演奏、映画など気軽に参加でき、理解しやすい手法による啓発を行っています。
- また啓発活動の受け手として受動的な意識に止まることなく、自ら考え、行動する自発的、能動的态度に繋がるよう、ワークショップ等取り入れた研修を行うなど、創意工夫をした人権啓発手法を展開しています。
- ◇しかし、「鳥取県人権意識調査」によると、人権問題に関する啓発物を積極的に読んだり見たりしている」「ときどき読んだり見たりしている」と答えた人は 55.6%、過去 5 年間に人権問題に関する講演会や研修会等に参加したことがある人は 52.1% です。
- ◇一方では、啓発物を「ほとんど読んだり見たりしたことはない」「まったく読んだり見たりしたりしたことはない」と答えた人は 43.1%、過去 5 年間に研修会へ参加したことがないと回答した人は 46.1% となっています。
- 約 4 割の県民に、啓発に関する情報が伝わっておらず、結果、講演会、研修会への参加状況にも影響するものと思われます。
- 啓発の機会を多くの県民に周知し、受け止められることが重要です。
- また、一人ひとりが自信の課題として人権尊重の理念についての理解を深め、行動に結びつけていくことが必要です。

【施策の基本的方向】

- 効果的な情報提供

- 効果的な啓発手法

(2) 企業への啓発

【現状と課題】

- 企業の C R S (企業の社会的責任) への関心が高まる中、人権への配慮が重要となってきています。
- 本県においては、従業員 10 人以上の企業等に対し、公正採用選考人権啓発推進員の選任を要請しており、企業等ではその推進員が中心となって、同和問題をはじめとした人権課題に対する啓発や研修の実施などの取組が進められています。また、企業等が中心となって同和問題企業連絡会が設立され、同和問題解決に向けた会員企業等に対する研修や啓発資料の配布などの事業も実施されています。

○しかしながら、依然として企業等において差別事象や人権侵害が発生しているといった現状があります。

○また、「パワーハラスメント」や「セクシャルハラスメント」などの人権問題も発生しており、事業主をはじめとした全従業者の人権意識向上が求められます。

○企業は、差別のない一人ひとりの人権が尊重され、働きやすい職場づくりに取り組むことが求められています。

【施策の基本的方向】

○事業主等への人権啓発

(宅地建物取引業者対象の研修についても記載する・・・・)

○公正採用選考に関する取組

(3) 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発

【現状と課題】

○人権が尊重される社会を実現するためには、あらゆる人を対象とした啓発を行い、人権意識を高めていくことが重要ですが、特に、人権に関わりが深く、より高い人権意識を持って職務に従事することが求められる公務員や医療・保健関係者等に対する啓発の推進が必要です。

【施策の方向性】

ア 医療・保健関係職員

医療保健関係者の業務遂行にあたっては、インフォームド・コンセントの徹底やプライバシーへの配慮、個人情報の保護など、人権意識に基づいた行動が必要であることから、患者の立場に立ったサービスを提供できるよう、人権に関する研修の充実を図ります。

イ 福祉関係職員

福祉保健関係者の業務遂行にあたっては、個人のプライバシーの十分な配慮や人権尊重の意識に基づいた行動が必要であり、自己決定の支援などの権利行使の支援や、虐待の防止及び虐待への適切な対応等、子ども・高齢者・障がいのある人・生活困窮者等の立場にたったサービスを提供できるよう、人権に関する研修の充実を図ります。

ウ 教職員

教職員は、子どもの人権を尊重した教育を積極的に推進するとともに、全ての人の人権を大切にする意識を持ち実践できる子どもを育てることが重要です。

このため、人権教育を推進するための資質や指導力の向上を図るために、教職員研修の充実に努めます。

エ 行政職員

行政職員の業務は多岐の分野にわたり、住民と深い関わりをもっています。

行政に携わるすべての職員が人権について正しく理解し、人権の尊重が行政の根幹であることを自覚して職務を遂行することが必要です。

このため、新規採用職員を対象とした研修や職務内容に応じた研修の充実に努めます。また地域社会の一員として人権教育・啓発の推進に積極的な役割を担うよう、市町村・

民間団体等の行う講演会や研修会等への参加を促します。

才 警察職員

警察の業務は、多岐の分野にわたり、住民に深いかかわりを持っていることから、人権について正しく理解し、人権を尊重して職務を遂行することが必要です。

このため、あらゆる人の人権に配慮した職務執行を期するため、研修の充実に努めます

力 消防職員

業務が県民の生命と深いかかわりを持ち、活動が県民の日常生活に密接に関わることから、消防職員は、人権を尊重した活動が求められます。

このため、消防学校、各所属（消防局、署）において人権に対する正しい理解と認識を深めるための研修の充実に努めます。